

# 女性活躍推進法に基づく行動計画

社会福祉法人北九州市福祉事業団

当事業団では、女性活躍推進法に基づき、職員が働きやすい職場環境をつくり、職員の能力を十分に発揮できるような様々な支援により、職場のリーダーとして活躍する女性をさらに増やすため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間 平成28年4月1日から平成32年3月31日

## 2 内 容

目標 計画期間内に、課長相当職以上の女性職員の割合を25%以上にする。

### <対策>

- 育児休業等子育て支援に関する制度の周知啓発、女性管理職と職員の交流する研修の計画、女性管理職の話を聞く機会の設定などにより、女性職員が働きやすい環境を作り、能力開発及び意識改革を促す。